TEM21安全協議会規約

第1章　総　則

第1条　(名称)
本会は、TEM21安全協議会と称する。
第2条　(事務局)
本会の事務局は株式会社テム本社内に置き、本会運営事務及び収支事務を行う。
第3条　(目的)
本会は、株式会社テムと会員相互の協力により、安全衛生活動の推進と災害防止強化等の充実を図る事を目的とする。

第2章　事　業

第4条　(事業)
本会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。
(1)「安全衛生管理推進対策」の実施。5S運動(整理・整頓・清潔・清掃・躾)の徹底。
(2)「安全衛生管理」に関する教育及び指導の徹底。
(3)「労働災害事故」の原因追求及び再発防止対策。
(4) 株式会社テムの工事に従事する者を被保険者とする任意傷害保険制度及び工事賠償補償制度の実施。
(5) その他、本会の目的達成に必要な事項。

第3章　会員・賛助会員及び会費

第5条　(会員)
会員は、株式会社テムと取引関係にある工事関連業者で、会費を納めた者とする。

第6条　(賛助会員)
賛助会員は、株式会社テムと取引関係にある資材納入業者で、会費を納めた者とする。

第7条　(会費)
(1) 会員は会費を毎月納入しなければならない。会費の額は株式会社テムより　支払われる工事代金の100分の1を支払時において差引き徴収する。
(2) 賛助会員は会費を上期・下期に分けて30,000円納入する。

第7条　(退会)
(1) 会員から、退会の申出があったとき。
(2) 本会の規約に違反したとき。

第4章　役　員

第8条　(役員)
本会に下記の役員を置く。

会長	1名	
副会長	2名	
会計	1名	
幹事	3名	
監査	1名	
相談役	1名	株式会社テム代表取締役が就任する。

第9条　(役員の任務)
(1) 会長は本会を代表し、会の事業を総括し運営する。
(2) 副会長は会長を補佐し、必要なときはその職務を代行する。
(3) 会計は本会の会計全般の事務にあたる。
(4) 監査は本会の会計監査を行う。
(5) 幹事は会長の指示により、会の運営にあたる。
(6) 全役員は現場の代表として安全管理に努める。
(7) 相談役は当会の運営について役員に助言する。

第10条　(役員の選出)
本会の役員は以下により、総会において選任する。
(1) 会長は会の互選により決定する。
(2) 会長は相談役を除く役員を指名する。
(3) 役員の任期は2年間とし、再選は妨げない。
(4) 幹事の任期は1年として持回りとする。

第5章　会　議

第11条　(機関)
本会に次の機関を置く。